

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 2 章 災害予防計画

第 5 節 避難対策計画	1
--------------------	---

第 3 章 災害応急対策計画

第 4 節 住民等への情報提供・広報広聴計画	2
第 6 節 避難・影響回避計画	3

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-7	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 避難計画作成及び避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。 <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 避難計画作成及び<u>指定</u>避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により<u>指定</u>避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。 <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																								
4-3-13	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>																								
4-3-14	<p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 439 839 801"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市町村本部長</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> <tr> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</td> </tr> <tr> <td>4～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略]	2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	4～15 [略]	<p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1447 801"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市町村本部長</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> <tr> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</td> </tr> <tr> <td>4～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略]	2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	4～15 [略]										
実施機関	広報広聴活動の内容																									
市町村本部長	1 [略]																									
	2 [略]																									
	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)																									
	4～15 [略]																									
実施機関	広報広聴活動の内容																									
市町村本部長	1 [略]																									
	2 [略]																									
	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示																									
	4～15 [略]																									
4-3-15	<table border="1" data-bbox="256 801 839 1070"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1、2 [略]</td> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</td> <td>4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	4～14 [略]	<table border="1" data-bbox="865 801 1447 1070"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1、2 [略]</td> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</td> <td>4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	4～14 [略]																
県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	4～14 [略]																							
県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	4～14 [略]																							
4-3-17	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="256 1160 839 1348"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>出納局</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	出納局	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="865 1160 1447 1348"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	総務課	[略]	[略]
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
出納局	出納局	[略]	[略]																							
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
出納局	総務課	[略]	[略]																							
修正理由	<p>○ 県の組織変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-22	<p align="center">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p>	<p align="center">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p>
4-3-23	<p>4 避難所の設置、運営</p>	<p>4 指定避難所の設置、運営</p>
4-3-24	<p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示（緊急）を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。 	<p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。
4-3-25	<p>3、4 [略]</p>	<p>3、4 [略]</p>
4-3-26	<p>5 避難所の設置、運営 【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】</p> <p>6 帰宅困難者対策 【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) <u>在宅避難者の把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者（当該避難所以外の屋内に退避する者を含む。以下同じ。）であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となること等により日常生活</u> 	<p>5 指定避難所の設置、運営 【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】</p> <p>6 帰宅困難者対策 【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) <u>在宅避難者の把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者（当該避難所以外の屋内に退避する者を含む。以下同じ。）であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となること等により日常生活</u>

	<p><u>活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</u></p> <p><u>(2) 在宅避難者に対する支援</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p> <p><u>8 広域一時滞在</u> 【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】</p>	<p>活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</p> <p>(2) 在宅避難者に対する支援</p> <p>○ 市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</p> <p>○ 市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>7 広域一時滞在 【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	